～矢板市就学援助制度からのお知らせ～

小学校入学前に入学準備金を支給します！

就学援助制度とは、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方へ就学援助費として学用品費や校外活動費等の一部を援助する制度です。

就学援助費のうち、小学校に入学予定の児童生徒の保護者の方に対して、「入学準備金」を入学前に支給します。

令和9年度に小学校へ入学される児童生徒のいるご家庭で、経済的な不安がある方は、お気軽に教育総務課へご相談ください。

★支給対象者★　①～④　いずれかが該当する方

経済的に困窮している世帯で、**小学校入学時に矢板市にお住まいであり、お子さんが矢板市内の小学校に入学される方が対象になります。**

＜経済的に困窮している世帯とは…？＞

① 世帯全員の申請時において算定されている直近の合計所得金額が、生活保護基準の 1.0 倍以下の世帯　　※ 生活保護基準は、世帯構成（人数・年齢）により異なります。

【モデル世帯】

世帯人数	2人	3人	4人
世帯構成（例）	大人1人 新小学1年生1人	大人1人 小学生1人 新小学1年生1人	大人2人 小学生1人 新小学1年生1人
直近の世帯全員の合計所得金額（目安）	150万円程度	200万円程度	205万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当を受給している世帯（全部支給のみ）

③ 令和8年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 家計が急変した世帯　など

★支給金額（１人当たり）★

新小学1年生：64,300 円

※ 支給金額は変更になる場合があります。

★手続き方法★

新小学1年生

① 12月1日（火）～1月8日（金）までに、教育総務課へ直接申請をするか、郵送してください。

② 提出書類をもとに審査を行い、随時認定結果を送付いたします。

③ 認定となった方は、入学準備金を2月下旬に指定口座へ振り込みます。

※ 入学準備金の申請は、令和9年度就学援助費の受給申請も兼ねますので、認定となった場合は、入学後に学用品費等支給が受けられます。詳細は、入学後に学校を通してお知らせいたします。

★提出書類★

「令和9年度入学生・入学準備金受給申請書（兼世帯票）」

※　通帳の写し（保護者様の口座）を貼付してください。

令和8年１月１日時点で矢板市に住民登録がない方（令和8年１月2日以降に矢板市に転入した方）は、申請書と併せて次のいずれかの書類が必要です。

令和7年中の所得を証明する書類（令和8年度所得証明書等）

令和7年分の所得税の確定申告書類控え または **令和８年度分の住民税申告書類控え**

※ 世帯員のうち、収入のある方全員分の提出が必要です。

※ 令和8年1月１日にお住まいだった市区町村にて取得可能です。

※ **令和8年1月１日に矢板市に住民登録がある方は提出不要です。（申請書のみ提出）**

★申請期間★

令和8年12月1日（火）～令和9年1月8日（金）

窓口受付時間　8時30分～17時00分　（土日・祝日・年末年始は除く）

★提出場所★

〒329－2165

矢板市矢板106番地2

矢板市教育委員会事務局　教育総務課（矢板市生涯学習館2階）

★問い合わせ★

矢板市教育委員会事務局　教育総務課

TEL:0287-43-6217

FAX:0287-43-4432